セントレックスにおける株主数基準の引下げに係る「株券上場審査基 準 | 等の一部改正について

平成26年3月24日 株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、平成25年9月に公表した「名証の利用促進に向けた新たな施策について」に 基づき、中堅・中小企業の新規上場を促進する施策の一環として、セントレックスにおける新 規上場時の最低株主数基準についても引き下げることとするなど、「株券上場審査基準」等の 一部改正を行うものです。

Ⅱ. 改正概要

1. 株主数基準の引下げ

セントレックスの上場審査基準における株主数基準は、現行では ・株券上場審査基準第6 上場時において300人以上となる見込みがあることを求めています が、これを引き下げ、200人以上となる見込みがあれば足りること とします。

2. その他

その他所要の改正を行います。

(備 考)

条第1項第1号b

・上場株券の市場第一部 銘柄から市場第二部銘 柄への指定替え基準第 2条第5号等

皿. 施 行 日

平成26年3月31日から施行します。ただし、1. については、改正後の同日以後に上場申請 を行う者から適用します。

以 上